

重要事項説明書

1. 事業者概要

施設名称	芳珠記念病院 介護医療院陽だまり
施設所在地	石川県能美市緑が丘 11 丁目 71 番地
管理者	小坂 健夫
連絡先	電話番号：0761-51-5551 FAX 番号：0761-51-5557

2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

3. 施設概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建
床面積	950.880 m ²
延べ面積	2,790.591 m ²
開設年月日	令和元年 9 月 1 日
入所定員	60 名

<主な設備等>

居室数	個室 4 室、4 人部屋 14 室
食堂兼娯楽室	1 室
談話室	2 室
浴室	特殊機械浴槽
リハビリルーム	2 室
汚物室	2 室
洗濯室	1 室

4. 職員体制

管理者	(氏名) 小坂 健夫
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている遵守すべき事項において指揮命令を行います。	1名
医師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。	3名
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。	1名
支援相談員	入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。	1名
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行います。	10名以上
理学療法士等	リハビリテーションプログラムを作成し、運動療法、日常生活動作訓練、物理的療法等の訓練を実施するほか療養指導を行います。	2名
介護職員	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。	15名以上
管理栄養士 (栄養士)	食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行います。	1名以上
薬剤師	医師の指示に基づき、調剤、薬剤管理及び服薬指導を行います。	4名
その他職員	事務等、その他業務を行います。	1名

5. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
施設サービス計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画を作成します。 2 作成した施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。 3 施設サービス計画を作成した際には、入所者に交付します。 4 計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。

看護及び医学的管理の下における介護	入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じた介護を行います。
入浴	1 入浴は週2回以上、全身清拭を週1回以上行います。 入所者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、全身清拭及び部分清拭にて対応します。 2 寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
排せつ	排せつの自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行います。
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他自立への支援	1 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。 2 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。
安心・安全なケアの提供	見守り支援システム「眠りSCAN(スキャン)」を全病室に導入しています。 シート状のセンサーをマットレスの下に敷き、電源を入れるだけで体動を検出し、心拍・睡眠状況・覚醒・起き上がり・離床動作などを計測しリアルタイムに把握できます。 入所者の状態に応じたケアや見守りに活用しております。

(2) 利用料金

① 食費・居住費

食費・居住費の負担限度額は、本人及び世帯の収入により異なります。

入所者 負担段階	居住費（滞在費）		食費
	負担限度額		負担限度額
第1段階	従来型個室 550円/日	多床室 0円/日	300円/日
第2段階	" 550円/日	" 430円/日	390円/日
第3段階	" 1,370円/日	" 430円/日	650円 1360円/日
第4段階	" 1,728円/日	" 437円/日	2,070円/日

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

※ 居住費については、入院又は外泊中でも料金をいただきます。

② 基本料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

介護報酬告示上の額に、各介護保険負担割合を乗じた額が自己負担額となります。

I型介護医療院サービス費 (I)(i) 従来型個室

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス費(単位/日)	721	832	1,070	1,172	1,263

I型介護医療院サービス費 (I)(ii) 多床室

区分・要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス費(単位/日)	833	943	1,182	1,283	1,375

(3) 加算料金

加算項目	単位	サービス内容
夜間勤務等看護(Ⅳ)	7/日	夜勤の看護・介護職員の配置により加算されます。
初期加算	30/日	入所日から30日以内の期間について加算されます。
経口移行加算	28/日	経管での食事摂取から経口での食事摂取を進めるために経口移行計画を作成し支援を行った場合加算されます。
経口維持加算(Ⅰ)	400/月	経口による継続的な食事摂取を進めるための経口維持計画を作成し支援を行った場合加算されます。
経口維持加算(Ⅱ)	100/月	(Ⅰ)を算定し、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師歯科衛生士又言語聴覚士が加わった場合加算されます。
療養食加算	6/回	医師の指示に基づく療養食を摂られた場合加算されます。
安全対策体制加算	20/初日	事故発生時の対応等を定めた指針や事故発生防止のための委員会や研修会実施場合加算されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6/日	ご利用日数分加算されます。
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)に4.7%を乗じて算出した額を加算します。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60/月	入所者ごとの必要な基本的情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって必要な情報を適切かつ有効に活用している場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	11/日	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養計画に従い食事の観察を行い、栄養状、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施した場合に加算されます。

口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110/月	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に具体的な技術的助言及び指導を行い、口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって必要な情報を適正かつ有効に活用している場合加算されます。
排せつ支援加算（Ⅰ）	10/月	排せつに介護を要する入所者様に適切な対応を行い、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は看護師が判断し、多職種が共同して支援計画を作成し、計画に基づく支援を行う。

(4) 特別診療費

加算項目	単位	サービス内容
感染対策指導管理	6/日	常時感染対策を行っている場合算定します。
褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	6/日	障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)ランクB以上の方に対して、常時褥瘡対策を行っている場合算定します。
褥瘡対策指導管理（Ⅱ）	10 単位/月	感染対策指導管理（Ⅰ）に加え、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合
薬剤管理指導	350/週	投薬又は注射及び薬学的管理を行い、薬剤師による服薬指導を行った場合算定します。
理学療法（Ⅰ）	123/回	理学療法士が1対1で20分以上訓練した場合算定します。
理学療法（注6）	33 単位/月	リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって必要な情報を適切かつ有効に活用している場合に算定します。
リハ・栄養・口腔の一体的取組加算（注7）	20 単位/月	理学療法（Ⅰ）と口腔衛生加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合に加算されます。
作業療法（Ⅰ）	123/回	作業療法士が1対1で20分以上訓練した場合算定します。
作業療法（注6）	33 単位/月	リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって必要な情報を適切かつ有効に活用している場合に算定します。
リハ・栄養・口腔の一体的取組加算（注7）	20 単位/月	作業療法（Ⅰ）と口腔衛生加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合に加算されます。
摂食機能療法	208/回	看護職員、理学療法士又は作業療法士が30分以上訓練指導を行った場合算定します。
協力医療機関連携加算	50/月	入所者の病状の急変が生じた場合等の時は、協力医療機関と連携して対応しています。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	（Ⅰ）10/月	施設内で感染症が発生した場合に、感染症の対応を行う医療機関との連携の上で、施設内で療養を行うことや感染拡大を防止することを行います。

高齢者施設等感染対策 向上加算（Ⅱ）	（Ⅱ）5/月	感染症の対応を行う医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けています。
新興感染症等施設療養費	240/日	新興感染症に感染した場合に、対策や医療機関との連携体制を確保した上で、感染した高齢者を施設内で療養を行った場合算定します。

(5) その他の料金

	項目	内容	利用料金
1	理美容代	理容・美容サービス料	3,000 円/回
2	健康管理費	インフルエンザ予防接種等係る費用	実費相当額
3	特別な室料	希望される方	5,500 円/日
4	おやつ代	希望される方	55 円/日
5	日常生活品代	日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で、入所者に負担していただくことが適当であるものに係る費用	実費相当額

6. 施設ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会

来訪・面会時は、面会名簿に記載してください。利用者の日常生活に妨げとならない様な時間帯をお願いします。

外出・外泊

外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。

禁止行為

- （1）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- （2）けんか、口論、泥酔などで他の利用者などに迷惑を及ぼすこと。
- （3）施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- （4）指定した場所以外で火気を用いること。
- （5）故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

7. 緊急時等における対応

施設において、サービス提供を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師へ連絡し必要な措置を講じます。

入所者の病状からみて、当施設において自ら必要な医療を提供することが困難な場合には、協力医療機関への診療依頼を行い適切な措置を講じます。

また、契約書にご記入いただいた連絡先（不在の場合は別に指示のあった連絡先）に連絡します。

【協力医療機関】 【協力歯科医療機関】	医療法人社団和楽仁芳珠記念病院
------------------------	-----------------

8. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策について従業者に指導していきます。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)~(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) 施設は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 能美市役所健康福祉部保険年金課	所在地 能美市来丸町 1110 番地 電話番号 0761-58-2236（直通） ファックス番号 0761-58-2293（直通）
----------------------------------	---

9. 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 1 月に 1 回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行います。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 非常災害対策

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を年2回行います。
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

12. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供したサービスに係る入所者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表（2）に記すとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ①安心窓口センターにて苦情の聞き取りを行います。
 - ②担当部署に伝達し、苦情の発生原因の調査・改善策を検討行います
 - ③苦情申し立て者に対応策を明示した上で、改善を実施します
 - ④改善を実施する際は、苦情申し立て者への説明責任を果たすと共に、実施状況を介護医療院職員に周知します
 - ⑤苦情処理に最善を尽くすため、介護医療院職員だけでなく必要に応じて院内の多職種と連携して取り組みます

(2) 苦情申立窓口

【事業者の窓口】 (介護医療院陽だまり 師長)	所在地 能美市緑が丘 11 丁目 71 番地 電話番号 0761-51-5551 ファックス番号 0761-51-5557
【市町村（保険者）の窓口】 能美市役所健康福祉部保険年金課	所在地 能美市来丸町 1110 番地 電話番号 0761-58-2236 (直通) ファックス番号 0761-58-2293 (直通)
【公的団体の窓口】 石川県国民健康保険団体連合会	所在地 金沢市幸町 12 番 1 号 電話番号 076-231-1110 (直通) ファックス番号 076-231-1601 (直通)

13. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 入所者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第
----------------------------	---

	<p>三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
(2) 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いません。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入所者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、入所者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担となります。）</p>

14. 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。（介護医療院 安全担当者）
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 身体的拘束について

事業者は、原則として入所者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小

限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16. サービス提供の記録

- (1) 介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 入所者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写物の請求を行う場合は、有料です。)
- (3) 入所に際して入所年月日及び事業所名称を、退所に際して退所年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

入所者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	(続柄) 印

2019年9月作成
2019年10月改訂
2020年9月改訂
2021年1月改訂
2021年4月改訂
2021年10月改訂

2022 年 4 月改訂

2022 年 7 月改訂

2024 年 4 月改訂

2024 年 6 月改訂

2024 年 8 月改訂

2024 年 11 月改訂

2025 年 6 月改訂

2025 年 7 月改訂

2025 年 8 月改訂

2026 年 2 月改訂